

各 位

愛知県環境局地球温暖化対策課

令和3年度先進環境対応自動車導入促進費補助金申請に係る注意事項（周知）

日頃から、本県の環境行政の推進につきまして御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、**先進環境対応自動車**の導入を行う中小企業等の事業者、自動車リース事業者に対して、その経費の一部を補助していますが、昨今、自家用登録（いわゆる白ナンバー）のEV・PHV・FCV（トラック・乗用車）の導入において、補助要件を満たさないため、補助金を交付できない案件が多数発生しております。

つきましては、下記の注意事項及び本県のWebページを事前に必ず確認した上で申請してください。また、御不明な点がありましたら、当課担当者まで御連絡ください。

本書を御覧になった御担当者様におかれましては、関係者への周知を徹底していただくとともに、他店舗、関連会社等に共有いただきますようお願いいたします。

記

1 申請に当たっての注意事項

（1）使用の本拠について

県内の事業所（支店等を含む）の所在地に限ります（個人事業主においても同様です）。このため、代表者・社員の住居や社宅は使用の本拠にできません（ただし、代表者・社員の住居や社宅の住所が法人登記簿等に「主たる事務所」、「本店」、「支店」として記載されている場合を除く）。

使用の本拠としている場所が法人登記簿等に記載されていない場合は、追加で事業所であることを示す客観的な書類が必要です。

（2）導入（車両登録、代金支払）と申請日について

車両登録日又は代金支払日の遅い方から30日以内に申請してください（ただし、令和4（2022）年3月2日以降の導入の場合は、令和4（2022）年3月31日の正午までに必着のこと）。

また、車両の登録、代金の支払い、補助金の申請のすべてが同一年度に行われない場合は、補助対象外になります。ただし、自動車を購入する際の予約金・

前金に限り、領収書の日付が前年度になっても、車両本体価格（税抜）に掛からない額であれば補助対象とします。

例：総額 385 万円（税抜車両本体価格 300 万円、オプション代 50 万円、消費税額 35 万円）の車両を購入した場合→ 一部の領収書の日付が前年度になっても、車両本体価格以外の費用の合計である 85 万円以下であれば補助対象となります。

（３）導入する自動車の用途について

通勤やレジャーなど、個人的な使用が目的の場合は補助対象外です。

（４）自動車検査証（車検証）の登録について

補助対象となる車両は新規登録された車両に限ります。名義や使用の本拠等の変更による変更登録を行った車は、新規登録とは認められないため、補助対象外です。

（５）中小企業等の要件について

資本金や従業員数の条件を満たしている必要があります。また、業種により補助対象外になる場合があるので、必ず事前に確認してください。

（６）募集期間について

令和 3 (2021)年 4 月 1 日から令和 4 (2022)年 3 月 31 日の正午（必着）までです。ただし、申請が予算額に達した場合、3 月 31 日を待たずに受付を終了しますので御注意ください(補助金の執行状況についてはお問い合わせください)。

（７）財産処分制限について

事業者は、補助金の交付を受けて導入した財産を、財産処分の制限期間を経過するまでは、原則として処分すること（県外に使用の本拠の位置を移転させて使用することを含む。）は認められません。処分制限期間内に車両を処分した場合は補助金の一部返還となります。

担 当 地球温暖化対策課
自動車環境グループ
電 話 052-954-6217
電子メール ondanka@pref.aichi.lg.jp